

平成23年12月19日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**平成23年度最終税制改正と復興税制**

—11月30日参院通過、12月2日公布、施行—

去る6月22日に成立した23年度改正税法（7月25日FAX情報NO.483にて既報）において継続協議とされた法案のうち一部が、11月30日成立しました。なお、不成立となった法案の一部は、12月10日公表の「平成24年度税制改正大綱」として引続き協議されます。また、これと同時に成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（法律第117号）」により「復興特別所得税」、「復興特別法人税」がそれぞれ所得税、法人税に上乗せされることとなりました。

◎法人税関係改正

- ・法人税率引下…成立；平成24年4月1日以後開始事業年度から25.5%（←現行30%）
なお中小法人の課税所得800万円以下の部分は、平成24年4月1日～27年3月31日の期間に開始する各事業年度においては15%（←現行18%）
- ・欠損金繰越控除期間延長…成立；平成20年4月1日以後終了事業年度において生じた欠損金から繰越控除期間9年に（←現行7年）
- ・減価償却定率法見直し…成立；平成24年4月1日以後開始事業年度において取得した資産から定額法の200%の償却率適用（←現行250%）

◎所得税関係改正

- ・給与所得控除見直し…不成立；24年度税制改正へ
- ・役員の給与所得控除見直し…不成立
- ・勤続5年以下の法人役員の退職金課税見直し…不成立；24年度税制改正へ
- ・成年扶養控除の縮減…不成立

◎相続税関係改正

- ・基礎控除引き下げ、最高税率引き上げ、死亡保険金非課税枠縮減、未成年者控除額・障害者控除額の引き上げ等…不成立

◎贈与税関係改正

- ・20歳以上の直系卑属への贈与税率の緩和、相続時精算課税制度の適用対象拡大等……不成立

◎「復興特別所得税」

- ・平成25年から49年までの各年分の所得税に税額の（所得ではありません）2.1%を上乗せ
- ・給与等の源泉徴収、法人の利子・配当等の源泉徴収も「復興特別所得税」を上乗せして徴収
- ・個人住民税も平成26年から35年までの道府県民税、市町村民税均等割を500円ずつ上乗せ

◎「復興特別法人税」

- ・平成24年4月1日から27年3月31日までに開始する各事業年度の法人税に税額の（課税所得ではありません）10%を上乗せ